

オンラインを活用した禁煙支援業務に係る仕様書

1 業務名

オンラインを活用した禁煙支援業務

2 目的

生駒市在住・在勤・在学の喫煙者、特に働き盛り世代や子育て世代で自発的禁煙が困難である者に対する禁煙の開始と継続を目指すことで、喫煙や受動喫煙による疾病を予防し、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

3 参加者・参加条件

◇参加者：生駒市在住・在勤・在学の喫煙者(参加登録期間中に転居や転職等により市内在住・在勤・在学でなくなることが参加申し込み時点で判明している者は除く)

◇参加条件：

- ① 満20歳以上の市民か市内に通勤・通学する者で、禁煙にチャレンジする意志がある人
- ② スマートフォン(アプリ)が利用できる人(自身のスマートフォンを使用)
- ③ 登録状況、禁煙状況に応じて健康課から個別の電話フォローを行うことに同意のある人
- ④ 本人が禁煙を希望していること。

ただし、以下の場合は参加を認めない。

- ・減煙希望者
 - ・機会喫煙希望者(飲酒時等、何等かの機会においては喫煙の継続を希望している者)
 - ・加熱式タバコ、電子タバコの継続利用希望者
- ⑤ 既往歴やその他治療中の病気がある場合は、禁煙補助薬の使用も含め主治医の許可があること
 - ⑥ 精神疾患の既往歴や現病歴がない人
 - ⑦ 妊婦、産婦や授乳婦の場合は、禁煙補助薬は使用しない方法での参加に同意する人
 - ⑧ 禁煙外来で治療中でない人

◇募集方法：広報いこまち(広報紙)、市公式ホームページ・公式 SNS、チラシ配布により募集。募集期間は6月中旬から8月末まで。(予定)

◇プログラム開始時期：申込受付完了後に、随時利用開始(9月末には利用開始し、3月末までに6か月間のプログラムが完了出来るよう参加者へ案内予定)。

◇参加費用：無料(インターネット通信料は含まない)

◇利用期間：6か月以上8カ月未満

4 参加人数

30人を上限とする。ただし、参加者が30人に満たない場合においても業務を実施するものとする。なお、参加申込のあった者のデータの共有は、市からCD-Rで提供することを原則とする。

5 業務内容

以下の(1)から(4)までの業務を行うこと(なお、当該事業の参加者確保に関する業務は市が行うものとする。)

(1) 専門資格を有する者によるオンライン禁煙指導

専門資格(医師、保健師または看護師等)を有する者により、禁煙を希望する者に対しオンラインを活用した禁煙指導を行う。参加登録から令和7年3月31日までの間に、少なくとも5回の面談機会(初回面接を含む)を設けること。

また、働き盛り世代が参加できる夜間時間帯や休日における面談時間を設けること。

(2) 禁煙補助薬の提供

医療用医薬品または一般用医薬品である禁煙補助薬を使用し、参加者の喫煙に対する身体的依存の軽減を図ること。禁煙補助薬の使用にあたっては、参加者が安全かつ安心して使用するための面談や指導等により参加者の不安を軽減する支援を行う。また、参加者が薬の利用を望まない場合であっても、医薬品なしでのサポートを実施すること。

なお、禁煙補助薬は、参加者の希望する先に配送すること。

(3) スマートフォンアプリ等を活用した心理的依存の軽減

(1)・(2)のほか、参加者の喫煙に対する心理的依存の軽減のため、スマートフォンアプリ等を活用したフォローを行うこと。

(4) 報告及び効果検証

毎月の禁煙支援実施状況について、翌月末日までに市に報告をCD-Rで行うこと。なお、詳細な報告様式については、委託契約後に市と事業者双方の協議により確定する。また、業務終了時には、上記(1)~(3)を実施した結果、禁煙を継続してできているかどうかを唾液検査キット等を用いて客観的な確認・効果検証を実施し、市に報告を行うこと。

6 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

7 業務場所

本業務は、原則としてオンラインを活用して実施するものとする。

8 成果物

(1) 毎月の禁煙支援実施状況について、翌月末日までに市に報告を行うこと。

(2) 参加者の禁煙状況等効果検証に関する報告書を、業務終了後14日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに健康課にデータ(CD-R)で提出すること。

9 実施体制

本仕様書に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に進行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に生駒市の承認を得ること。

10 契約方法・支払方法

(1) 契約方法

参加者1人当たりの利用金額を基準とする単価契約を締結する。

(2) 支払方法

受託者が、「7 成果物」の(2)に定める成果物を提出した後、受託者の請求に基づき、原則30日以内に支払うものとする。ただし、受託者が、上記以外の支払い方法を希望する場合は、協議により決定する。

11 その他の留意事項

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- (2) 本業務においてLINEを使用する場合は、令和3年4月30日付「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」を遵守すること。
- (3) 業務の履行に当たっては生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、生駒市と十分な打ち合わせをすること。また、本業務に疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議すること。
- (5) 本業務において作成した成果品等は生駒市に帰属するものとする。受託者は生駒市の許可なく使用してはならない。